

令和7年10月14日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

医薬品等マスタの早期の点検報告に向けた取組と今後について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標題の件につき、日本医師会より連絡および周知依頼がありました。

電子処方箋において、医薬品等マスタの設定等にかかる点検報告について、電子処方箋を導入しているほとんどの医療機関にて点検報告を行っていただいたと謝意が示されております。

一方、電子処方箋を導入した医療機関のうち、ごく一部の医療機関で点検報告がなされていないとのことで、厚生労働省より当該医療機関等に対する今後の対応についての方向性が示されたとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【点検報告済みリスト】

既に点検報告済で電子処方箋の運用開始日を迎えている場合は、「医薬品等マスタ等の点検報告を完了した医療機関・薬局リスト」として厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、点検報告を行ったか不明な場合はご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushitsu_tenken00001.html



【医薬品等マスタの未点検医療機関・薬局への点検報告依頼の送付について】

令和7年9月4日時点で電子処方箋の運用開始日の登録がされている医療機関・薬局のうち、医薬品等マスタの設定等の点検報告が確認できていない医療機関・薬局に、点検報告に関する参考資料が送付されますので内容をご確認ください。

厚生労働省への点検報告がお済みでない場合は、資料を参考にしながら、以下に記載されている医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿ってシステムベンダーとも確認の上、早急にご報告をお願いいたします。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011894



なお、厚生労働省よりシステムベンダーに対し、点検報告の趣旨・内容に関して直接説明済みであり、医療機関・薬局からのご相談に適切に対応するよう依頼しております。

【未点検医療機関・薬局への電子処方箋管理サービスへの接続停止措置について】

医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備を進め、かつ、患者の健康被害を防ぐために、原則、年末を目途に厚生労働省への点検報告を行っていない医療機関・薬局におかれては点検報告が行われるまでの間、電子処方箋管理サービスへの接続を停止させていただく措置が講じられる予定です。当該措置により、電子処方箋の発行・応需、処方情報・調剤結果の登録、重複投薬等チェックの実施、直近の処方・調剤情報を含む薬剤情報等の閲覧等、電子処方箋に関連するサービスを利用できなくなりますので、ご留意下さい。

当該措置に関する具体的な実施時期及び当該措置を踏まえた対応については改めて医療機関等向け総合ポータルサイト等で案内される予定です。

【本件に関する照会先】

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583 (通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00 土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00

※電子カルテの具体的な操作方法等については、各電子カルテ事業者にお問い合わせください。

【担当理事より】

先般より、医薬品等マスタの設定等にかかる点検報告について通知しているところですが、この度、未点検医療機関への今後の対応についての方向性が示されました。未点検の場合は、電子処方箋管理サービスへの接続停止措置が実施される方向性とのことです。

点検状況が不明な場合は、上記【点検報告済みリスト】URLよりご確認いただき、未点検の場合は上記【医薬品等マスタの未点検医療機関・薬局への点検報告依頼の送付について】URLより点検報告をお願いいたします。

大阪府医師会 担当事務局
総務課企画室 Tel.06-6763-7021